

新型コロナウイルス感染症等が確認された場合の保育所等における臨時休園等の基本方針
(令和2年12月1日時点)

津奈木町ほけん福祉課

津奈木町内で新型コロナウイルス感染者が確認された場合、次のとおりの対応とします。

1 児童・職員が感染者(PCR検査陽性)となった場合

- (1) 当該施設(保育所及び児童クラブ)は、臨時休園とします。
- (2) 臨時休園の期間は、当該施設で感染が確認された日の翌日から原則3日間(日曜、休日を含む)とします。その後、一定期間、登園自粛をお願いする場合があります。
- (3) 再開の時期については、保健所等と相談のうえ、施設の消毒作業、感染者・濃厚接触者の数や保育士の確保、地域の感染状況等を総合的に判断して決定します。

2 児童・職員が濃厚接触者(PCR検査対象)となった場合

- (1) PCR検査の結果が判明するまで、当該児童・職員は自宅待機をお願いします。
- (2) PCR検査の結果が「陽性」だった場合は、1と同じ対応とします。
- (3) PCR検査の結果が「陰性」だった場合は、「通常通り開所」とします。
ただし、検査を受けた当該者は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から2週間登園を避けてください。

3 児童・職員の同居家族や日常的に接する方(同居家族等)が濃厚接触者となった場合

- (1) 検査結果がどちらであっても、原則「通常通り開所」とします。ただし、当該児童・職員は、同居家族等のPCR検査結果が判明するまで、自宅待機をお願いします。
- (2) 同居家族等のPCR検査結果が判明した後
 - ア 同居家族等が「陽性」で、当該家族の児童・職員自身が濃厚接触者となった場合は、2と同じ対応とします。
 - イ 同居家族等が「陰性」だった場合は、保育所等に登園することに制限はありません。

4 保育所等に感染者はいないが、津奈木町内において感染者が確認されている場合

- (1) 基本的に通常通りの開所ですが、状況によっては、感染予防のため保護者の皆様に登園自粛の協力をお願いする場合があります。
- (2) 次の場合、津奈木町内の全て、または一部の保育所等を臨時休園としたり、あるいは登園自粛をお願いする場合があります。
 - ア 町内各所で感染が確認され、感染拡大のおそれがあると判断した場合
 - イ 国・県が緊急事態宣言等を発令した場合

この基本方針は令和2年12月1日現在のもので、感染状況により変更する場合があります。